

## 第2回岩手県犯罪被害者等支援審議会の論点整理

項目	審議会での意見	計画素案への反映状況（素案記載ページ）
第1章 6 進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理において、支援施策の実施状況を毎年度公表するのであれば、具体的な数値目標を定めていただきたい。 何年までにいくつの市町村で条例制定するという数値を目標として明確にして欲しい。(尾崎委員)</li> <li>・ 計画の中に全市町村に条例の制定を目指すというのが記載するのであれば理想と考える。(山口会長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定は、市町村の議会の権限でもあり、具体的な数値目標を掲げるのは難しいですが、県としては、市町村との連携を密にし、条例制定に向けた取組を支援し、実効的な被害者支援の実現に努める旨を記載しています。(20 ページ)</li> </ul>
第2章 3 犯罪被害者等が抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活上の問題が欠如しているのは問題。保健福祉という部門を使った支援を入れるべき。 副次的被害という文言と、副次的被害に生活上の問題が入っていることに違和感を感じる。(尾崎委員)</li> <li>・ 犯罪被害者等の社会からの孤立について、抱える問題として加筆すべき。(尾崎委員)</li> <li>・ 「身体的・精神的被害と生活上の問題」等、被害の分類で分けた方が良いのではないか。(山口会長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「直接的被害」「副次的被害」という項目名を含め、構成を全面的に見直すとともに、日常生活の問題や社会からの孤立について追記しました。 (10 ページ)</li> </ul>
第4章 施策の柱Ⅰ 1 総合的支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市町村に期待される取組」において、市町村にワンストップサービスをやるよう期待していて、県でのワンストップ体制構築について明記されていないのは何故か。(尾崎委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国に倣い「多機関ワンストップ体制」及び「機関内ワンストップ体制」という用語を使用した記載に見直しました。 (13～15 ページ)</li> </ul>

項目	審議会での意見	計画素案への反映状況（素案記載ページ）
第4章 施策の柱Ⅰ 3 市町村における 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 2「市町村窓口における対応の支援」について、支援事例集の作成配布だけでなく、市町村独自の施策集作成を県が支援するという内容を加筆すべき。（尾崎委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成を支援することを追記しました。また、「市町村に期待される役割」にメニューリストの作成を追記しました。（20～21 ページ）</li> </ul>
第4章 施策の柱Ⅰ 2 相談及び情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 12「学校内における連携及び相談体制の充実」について、県レベルでは学校との連携が一番必要とされる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも大事だが、学校全体・教職員による支援も大切なので、安全な場所の確保などの意味合いも含めて記載して欲しい。（尾崎委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言を見直しました。（17～18 ページ）</li> <li>・「5 人材の育成」に当該項目の再掲を追加しました。（26 ページ）</li> </ul>
第4章 施策の柱Ⅰ 2 相談及び情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 12「学校内における連携及び相談体制の充実」について、学校内だけではなく、学外機関との連携についても記載して欲しい。学校と支援センターの連携が上手くいかない場合やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでは対応が難しい場合が多いので、より連携して行く必要がある。（中谷委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14 番「学校外の機関・団体との連携」を追加しました。（18 ページ）</li> <li>・施策の柱Ⅱ「1 心身に受けた影響からの回復」に、当該項目の再掲を追加しました。（33 ページ）</li> </ul>
第4章 施策の柱Ⅳ 2 二次被害の防止 に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次被害対策に教育委員会が入っていないのは意図があるのか。学校には事務員もおり、学校全体として被害を受けた方々へ対応することが分かる記載が必要。（中谷委員）</li> </ul>	第4章 施策の柱Ⅰ「5 人材の育成」から、「学校における相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報・啓発」を再掲しました。（53 ページ）
第4章 施策の柱Ⅲ 2 経済的負担の軽 減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞金について、いずれかの形でやって欲しい。（尾崎委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では計画に記載していませんが、継続的な検討課題とします。</li> </ul>